

放射性物質による環境汚染防止措置の取扱いについて

生活環境総務課

環境基本法においては、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、適用対象外になっているため、同法に基づき設置される環境審議会においても、これまで審議対象にしてこなかった。

環境基本法（抜粋）

（放射性物質による大気の汚染等の防止）

第十三条 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。

※ なお、現在、民主党原発事故影響対策プロジェクトチームにおいて、同法の放射性物質に関する適用除外規定を削除することについて検討がなされている。（別紙参照）

放射性物質の一般環境中の安全確保に関する法制度の現状と課題について

環境法令における規制

- 環境基本法では、放射性物質による環境汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによると規定している。
- 大防法、水濁法、土対法、廃掃法等の個別法においても放射性物質については適用除外。

原子力、放射線に係る安全の確保のための規制

- 原子力の研究・開発・利用に関する基本方針や原子力行政に関する組織等を定めた原子力基本法の下、主に原子炉等規制法と放射線障害防止法に基づき規制。
 - 原子炉等規制法：核燃料サイクルを構成する事業を加工、原子炉の設置・運転等、廃棄（発電等事業に伴い生ずる廃棄物に限定）等に区分し、事業や施設の設置等について指定・許可制としている。
 - 放射線障害防止法：放射線等の使用（例：医療機関におけるレントゲン撮影、がん治療）を許可制とするほか、放射線等の使用や放射線等を使用する施設等に関する基準を定める等している。
- いずれも、公共の安全を図るための事業や施設設置について許可制とする等の事故等を未然に防ぐための規制（発生源対策）が中心で、環境汚染防止・対策に関する規定はない。

現行制度の課題

- 今般の大震災の影響で、図らずも一般環境中に大量の放射性物質が拡散し、これにより汚染された土壌や廃棄物等が発生。周辺住民の健康及び生活環境への影響が懸念される。
- しかし、現行法では放射性物質に関する環境基準等を定めておらず、モニタリングを行ったとしても放射性物質に汚染されたものとして取り扱うべき対象量の把握ができない。
- また、処理に関する基準や方法、処理主体が規定されておらず、放射性物質により汚染された土壌や廃棄物等について、計画的な処理が確保される法体系となっていない。

放射性物質対策と環境規制との比較（主体別）

		国（独法）	自治体	事業者等
汚染状況の環境モニタリング	放射性物質対策	△ （設置法に基づき文部科学省や環境省等が実施）	△ （文部科学省からの委託等に基づき実施）	△ （原子炉等の施設内において実施）
	環境規制（大気・水）	△ （一部実施）	○ （大防法等に基づき常時監視を義務化）	—
一般環境における基準の設定、汚染状況の評価（基準設定）	放射性物質対策	×	×	×
	環境規制（大気・水・土壌）	○ （環境省が環境基準を設定）	—	—
発生源対策（施設（構造基準）／使用許可等）	放射性物質対策	○ （業・施設設置許可、構造基準の設定、立入検査等）	—	○ （法令遵守）
	環境規制（大気・水）	○ （排出基準の設定、緊急時の立入検査等）	○ （上乗せ規制、改善命令、立入検査等）	○ （法令遵守）
	環境規制（廃棄物）	○ （構造基準、維持管理基準の設定、緊急時の立入検査等）	○ （業・施設設置許可、改善命令、立入検査等） ※一般廃棄物は市町村に処理責任	○ （法令遵守） ※産業廃棄物は事業者処理責任
汚染の修復・処理 （※発電等事業に伴い生じた放射性廃棄物を除く）	放射性物質対策	×	×	×
	環境規制（水・土壌）	—	○ （地下水浄化措置命令、汚染土壌の対策の指示等）	○ （地下水浄化の実施、汚染土壌の対策の実施）
	環境規制（廃棄物）	—	○ （措置命令）	○ （対策の実施）